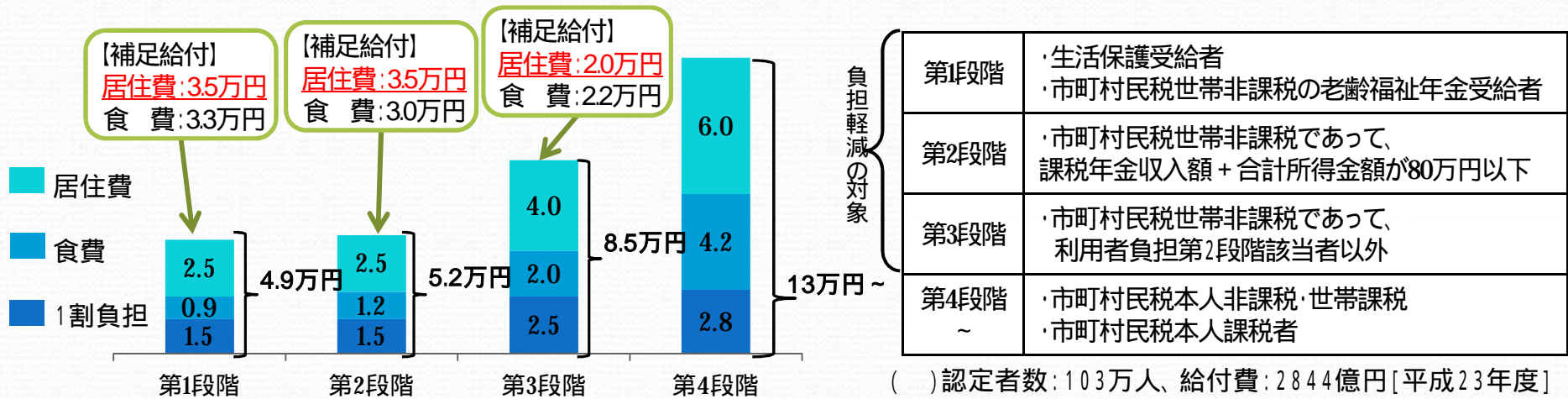


補足給付の見直し（資産等の勘案）

施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。

福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

< 現在の補足給付と施設利用者負担 > ユニット型個室の例



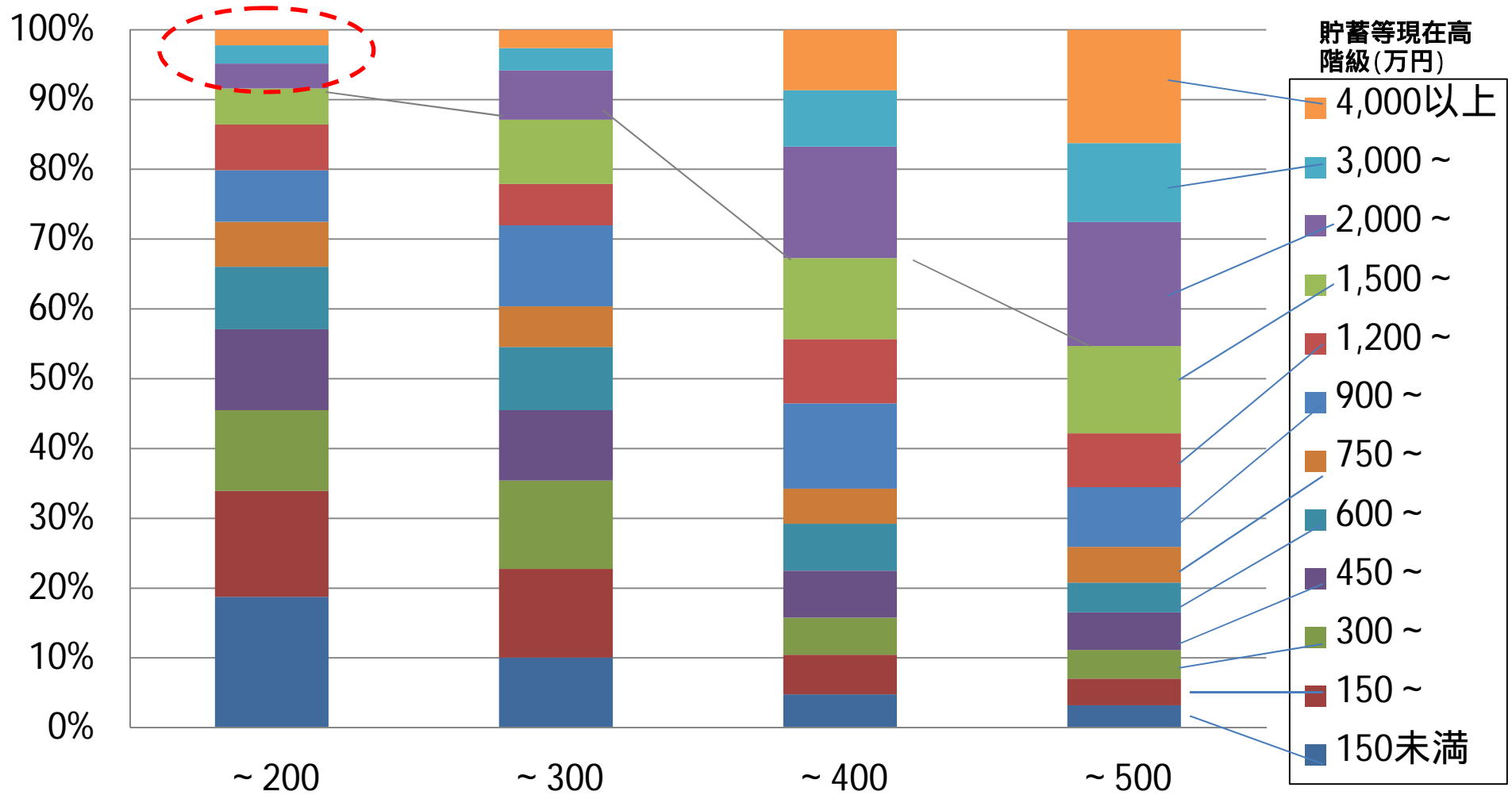
< 見直し案 >

- 預貯金等** → 一定額超の預貯金等（単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定）がある場合には、対象外。本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設ける
- 配偶者の所得** → 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外
- 非課税年金収入** → 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する

高齢者世帯の貯蓄等の状況

(1) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

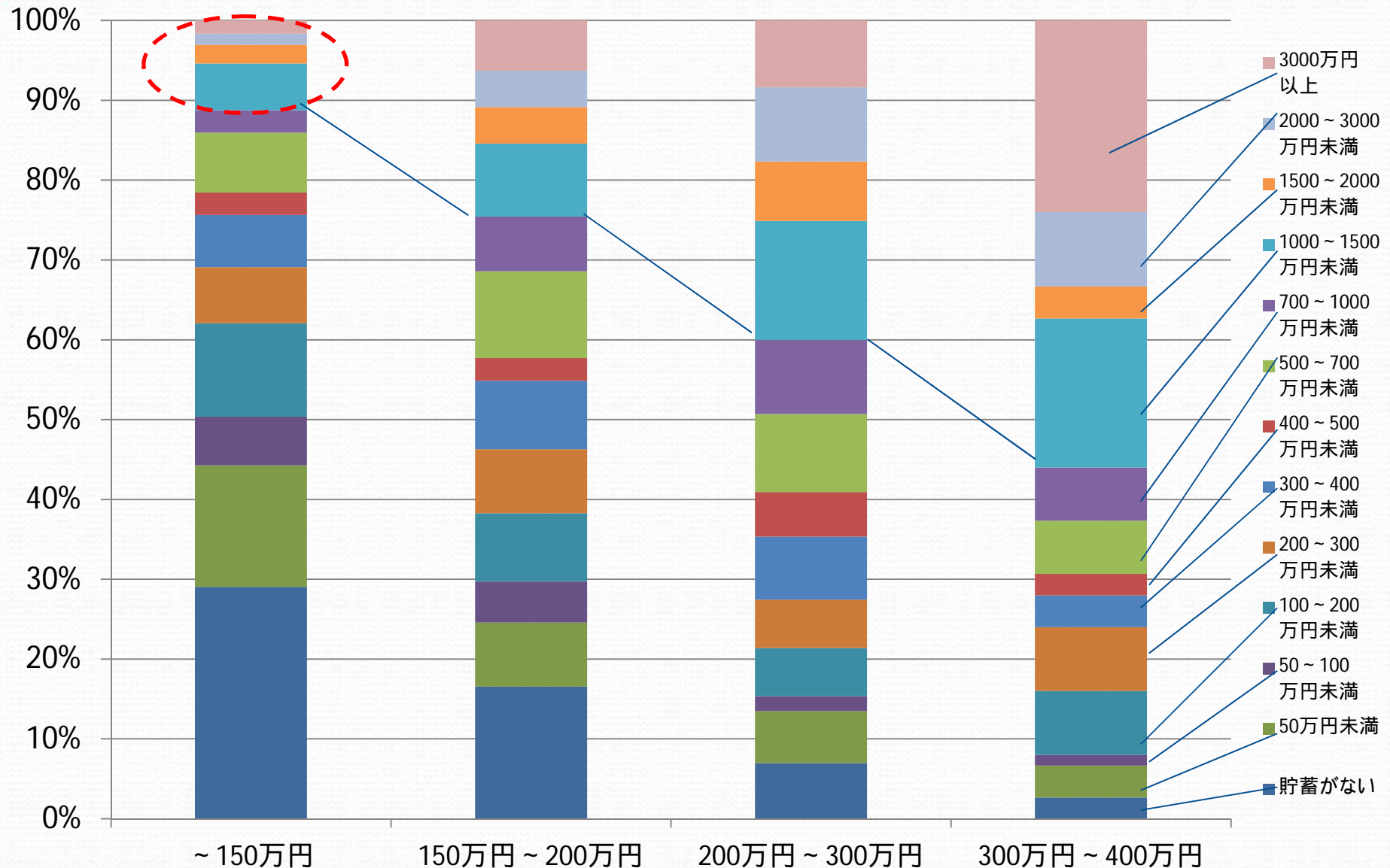
収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2000万円以上の世帯の占める割合は約8%。



(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す (出典)平成21年全国消費実態調査

(2) 高齢者単身世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

収入150万円未満の世帯で貯蓄等が1000万円以上の世帯の占める割合は11%。



(注)「高齢者単身世帯」とは65歳以上の単身世帯を指す

(出典)平成22年国民生活基礎調査を特別集計

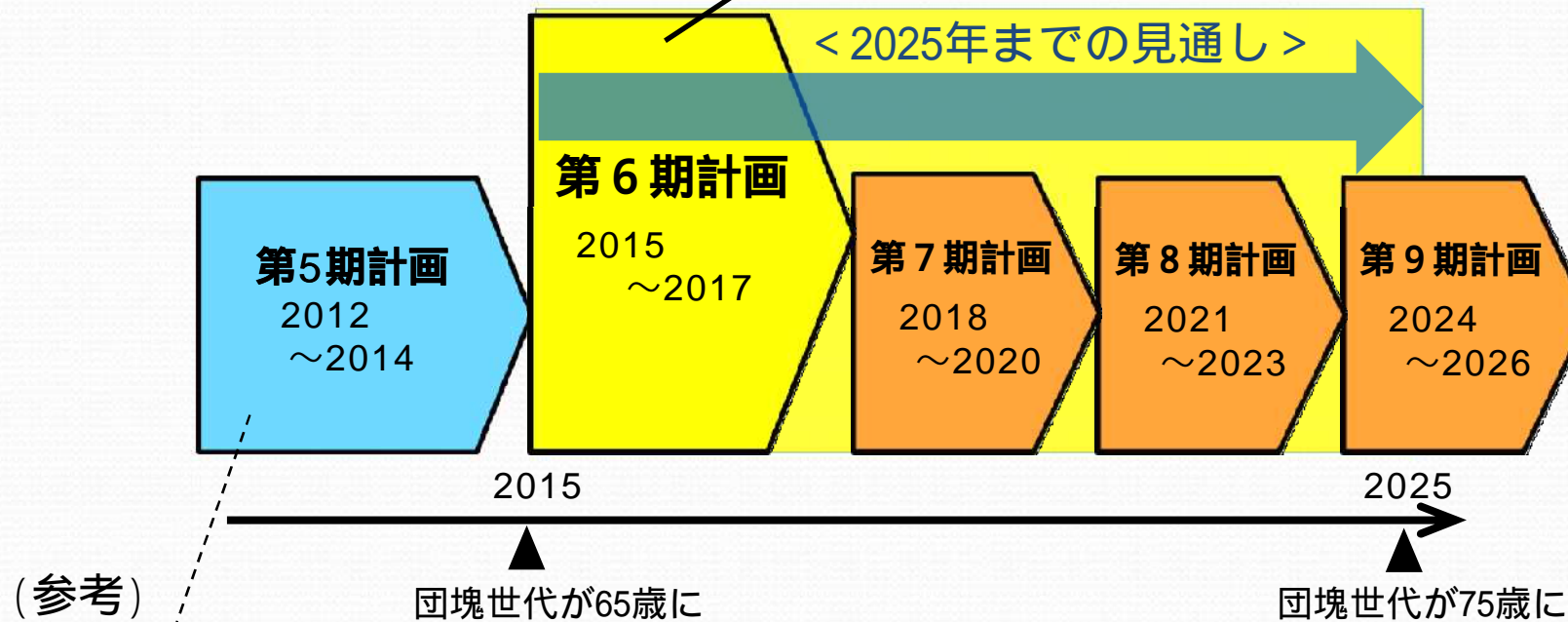
その他

- 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定
- サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
(平成27年4月以降の入居者から適用開始)
- 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
(政令市においては、既に指定権限は移譲済み)
- 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行
(平成28年4月施行、施行から1年間の経過措置)

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

第6期計画のポイント（市町村）

2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

第6期介護保険事業(支援)計画の主な内容

介護保険事業計画(市町村)	介護保険事業支援計画(都道府県)
市町村介護保険事業計画の基本理念等	都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等
2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標	2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
介護給付等対象サービスの現状等	介護給付等対象サービスの現状等
計画の達成状況の点検・評価	計画の達成状況の点検・評価
日常生活圏域の設定	老人福祉圏域の設定
各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定 認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設	各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設 (介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)についても、必要利用定員総数の設定は可)
各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量	各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
各年度の地域支援事業の見込量	各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 高齢者の居住安定に係る施策との連携	地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 介護予防の推進 高齢者の居住安定に係る施策との連携
各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策	施設における生活環境の改善に関する事項
各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策	人材の確保及び資質の向上に関する事項
介護サービス情報の公表に関する事項	介護サービス情報の公表に関する事項
介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

は必須記載事項(基本的記載事項)である。「各年度」とは、平成27年度、平成28年度及び平成29年度のことであり、保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画(医療計画、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等)との調和等の規定がある。 26

基本的なプロセス(案)

1) 第5期の実施状況の確認・評価

第5期の実施状況について、計画での見通しとの比較確認を行い、乖離の要因を整理。給付状況については介護保険事業状況報告のデータのほか、介護政策評価支援システムや「平成25年度試行的見える化事業」への参加による他の保険者との比較分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、地域としての課題と要因を整理。

2) 地域の抱える課題やリスクの抽出

日常生活圏域ニーズ調査等の結果データを活用して地域の抱える課題やリスクを抽出。あわせて、地域包括支援センターにおける平時の様々な業務や地域ケア会議などで明らかになっている課題を整理・分析。

3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた目標や具体的な取組の検討

1)、2)で整理した結果や制度改正の情報等を踏まえつつ、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実といった地域包括ケアシステム構築に向けた取組を検討。

その結果をもとに、計画策定に係る委員会などの地域の関係者と十分な意見交換を行い、具体的な取組内容にしていく。

4) サービス見込量や保険料等の推計

各市町村の企画部門等で保有する将来人口推計等を活用して将来の被保険者数を推計。

認定者数やサービスの見込量は、現状から想定されるサービスの見込みに加え、第6期期間中に保険者が行う施設整備の計画や医療・介護ニーズの高い高齢者を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスなどの在宅サービスの充実等、地域包括ケアシステムの構築に向け第6期期間中の保険者が行う取組の効果を想定して推計に反映。

あわせて地域密着型サービスの必要利用定員を定めるとともに、都道府県が定める施設サービス等の必要入所定員を定めるための利用者数の見込み等を整理。

5) 事業計画(案)のとりまとめ

3)、4)の作業、都道府県との調整等を踏まえ、市町村介護保険事業計画の(案)を固め、計画策定に係る委員等の地域の関係者の意見を聴くとともに、広く地域住民の意見を聴くためにパブリックコメント等を行い、3月には計画を確定させ、市町村議会への報告、ホームページへの掲載等、速やかに公表の手続きをとるとともに、都道府県に報告する。

作成：大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課

〔出典〕厚生労働省老健局 全国介護保険担当課長会議資料

（平成26年7月28日開催）